

タイの経済格差とその対策*

櫻井 宏 明
杉田 伸 樹

Thailand has experienced mostly stable growth for the past several decades, which led to reduction of poverty. In spite of this accomplishment, income disparity has been and still is an issue that requires policy response, as was witnessed in the 2010 political turmoil. This paper reviews briefly the economic growth and poverty reduction in Thailand and then analyzes the income disparity based on regional data. Finally, Thai policies to correct the income disparity in recent years are analyzed.

はじめに

高層ビルが乱立し、高級車が走り回るバンコクに初めて降り立った人にとって、ここが発展途上国とはにわかには信じがたいであろう。他方で、地方に行けば機械化されていない農作業をしている人もよく見かける光景である。こうした中2010年に発生した政変は経済格差が一因ともいわれている。

本稿では、以上の問題認識に基づき、タイの経済成長と貧困層の減少につき簡単にまと

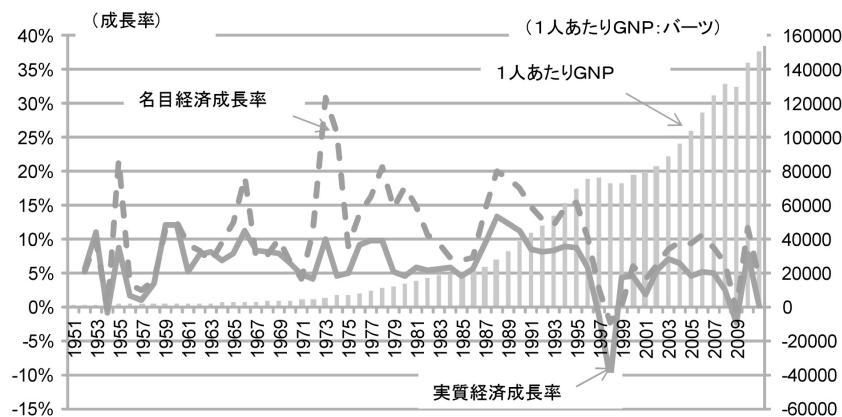
めた上で、タイの経済格差について主に地域格差の観点からの分析を試みる。最後に、経済社会開発計画や2011年の選挙などを通じて格差是正に寄与と思われる経済政策についてまとめることで、タイの経済格差とその対策に関して考察することとしたい。

I. タイの経済成長と貧困撲滅

1. タイの経済成長の推移

まずはじめに、過去半世紀のタイの経済成

図-1 タイの経済成長と1人あたりGNP



(資料) 国民経済計算 (NESDB)

*本研究は科学研究費補助金・基盤研究(A)23252008による研究成果の一部である。

長と 1 人あたり GNP の推移をみてみよう (図-1)。タイの SNA 統計は、タイ国家経済社会開発庁 (National Economic and Social Development Board: NESDB) が作成しており、データは基準が異なるものの、1951 年まで遡ることができる。

データを見ると、97 年危機直後の 97、98 年、世界金融危機直後の 2009 年、タイ大洪水が発生した 2011 年を除き、概して実質 5% 成長を維持していることがわかる。このように地味な経済成長を続けた結果、全国の 1 人あたり GNP は 2011 年には 15 万 315 バーツ、2011 年の為替レート (1 バーツ = 2.613 円) で 40 万円近くと約 3 倍となっている購買力平価を勘案すると生活実感はかなり高いものと考えられる。ドルベースでみると、近年のドル安傾向もあいまって 1 人あたり GDP は 2011 年には 5113 ドルとなり、2010 年より世界銀行の国別分類でいう高中所得国に該当している。

2. タイにおける貧困撲滅

次に、タイ政府の貧困に対する考え方及びデータを整理しよう (図-2)。タイ政府では、

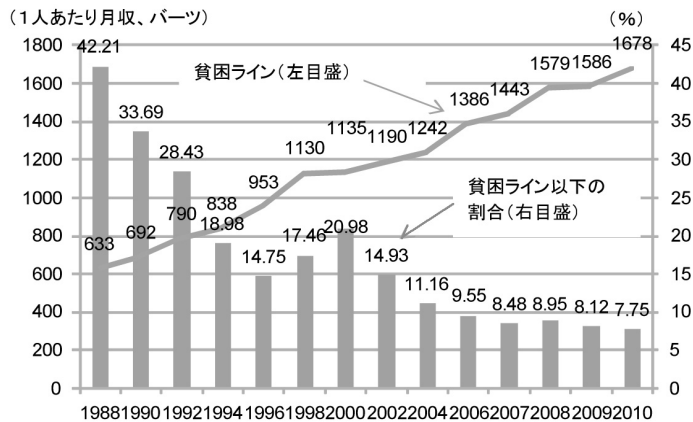
国家統計局 (National Statistical Office: NSO) が毎月全国約 4000 世帯に対して収入・支出を尋ねる家計社会状況調査 (Household Socio-Economic Survey) を実施しており、NESDB がこの個票を使用して貧困ライン及び貧困層を計算している。このうち、貧困ラインは衣食住に関する最低限の品目を賄うことができる収入であると定義している (NESDB (2008))。

データを作成し始めた 1988 年以降、97 年危機による一時期を除き、一貫して貧困層は減少してきていることがわかる。最新値では貧困層は 8% 程度と、貧困撲滅はほぼ達成しつつあると評価できる。

II. タイの地域格差

I. でみたとおり、タイにおける貧困撲滅はほぼ達成されたものと考えられる。では、経済格差についてはどうであろうか。先駆的な研究としては野崎 (2007) もあるため、ここでは少し異なったアプローチを加えてみたい。

図-2 タイの貧困ライン及び貧困層の割合



(出所) NESDB (2008) 及びその後公表されたデータより作成。

1. 家計社会状況調査による所得格差

まずは、家計社会状況調査による所得格差を見てみよう（図-3）。地域的にはやはりバンコクの収入が多く、一番少ない東北部の約3倍となっていることがわかる。

図-3 地域毎1人あたり平均月収

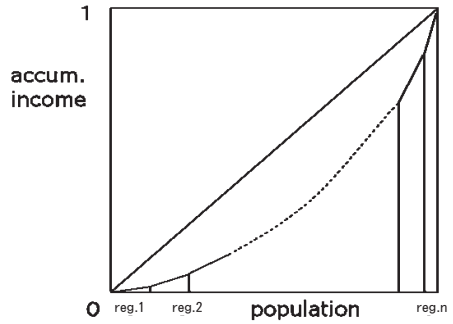
全	国	6,219	
バンコク	首都圏	11,868	
南	部	6,609	
中	央	部	6,441
北	部	4,977	
東	北	部	4,244

（資料）2009年版家計社会状況調査（国家統計局）より作成。

2. 県民経済計算によるジニ係数算出

次に、ジニ係数を使用することでより精緻に分析してみよう。ジニ係数の算出は一般的には所得や消費に関するサーベイデータを用いて行うが、こうしたデータへのアクセスは限られていることが多い。また経時的に一貫したデータを得ることも難しいことが多い。そこで一般的に利用可能な分布統計を利用し

図-4 県民経済計算を使ったジニ係数の考え方

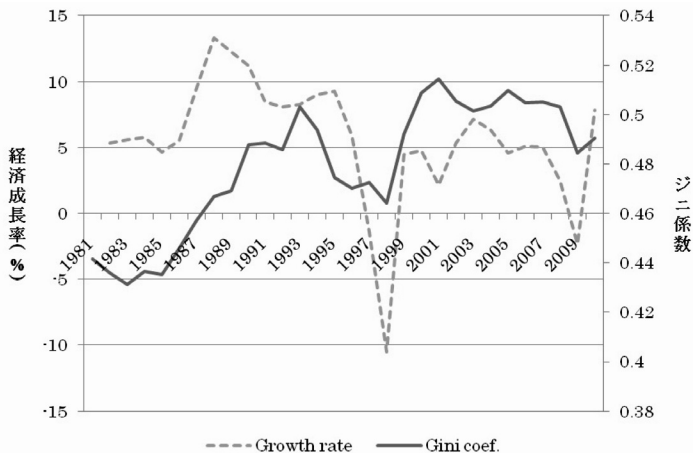


（資料）筆者作成

てジニ係数を算出することを試みる。

NESDBでは、SNA統計の一環として、県民経済計算（Gross Regional and Provincial Product: GPP）を公表している。この統計ではあわせ各県の人口も掲載しており、分析には便利である¹⁾。各地域の中では所得分配は平等としてローレンツ曲線を描きジニ係数を算出することができる（図-4）。この方法は、地域内の所得格差を捨象しているため結果が歪む可能性があること、地域分割の精粗により結果が影響を受けるなどの問題点はあるものの、簡易な計算によりある程度長期間の所得格差の推移が分かることは特に経済

図-5 タイの経済成長率とジニ係数



（資料）県民経済計算（NESDB）をもとに筆者作成

成長との関係のみるのに役立つ。

全国を70余りの県に分割してデータを使って得られたジニ係数の時間的推移を経済成長率とともに見ると (図-5), いくつかの特徴があることが分かる。まず, ジニ係数のレベルがかなり高いことである。また経済成長率との関係で見ると, おおまかに言って, 直接投資の加速による高度成長を達成した1980年代半ばからの90年代前半では不平等が増加していった。その後, アジア経済危機までジニ係数は低下していったが, その後の回復で不平等も増加した。2000年代はジニ係数はほぼ高どまりしており, リーマンショック後にやや低下した。すなわち, 所得格差はあまり改善の傾向を見せておらず, このため, 政治的にも本件への対処が必要だと認識を生むことになった (後述)。

3. ジニ係数の国際比較

ジニ係数が大きいことはわかったが, これが国際的にどの程度の大きさなのか, 確認しておこう (図-6)。一見してわかるとおり,

タイのジニ係数は主要先進国より高く, 格差の大きいと定評があるフィリピンや中南米諸国にも近い数値となっていることがわかる。

では, タイでは格差是正に関してどのような政策をとってきたのか, Ⅲで簡単に確認しよう。

Ⅲ. 経済社会開発計画の格差是正

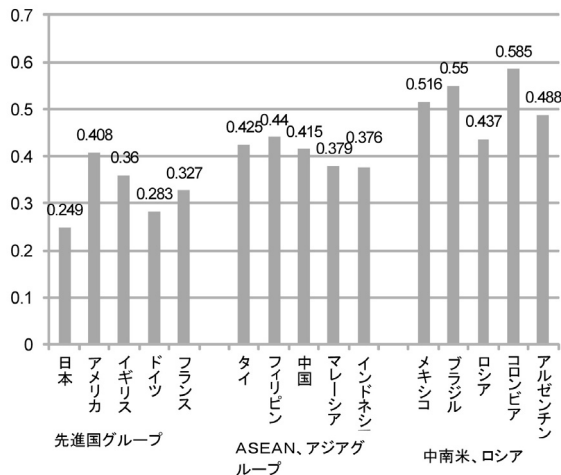
1. タイの経済社会開発計画

タイ政府は世界銀行の勧告を受け, 1959年に国家経済開発庁 (NEDB) を創設, 1961年に第1次経済開発計画を開始した。この計画は6年であったが, 途中の1966年には第2次経済社会開発計画が開始された²⁾。以降5年に一度, 経済社会開発計画が策定されている。

具体的な政策を確認する前に, タイの経済社会開発計画の有する2つの特徴をあげる。

まず第1に, 経済社会開発計画は途中で見直されることはない, ということである。具体的には, 経済社会開発計画の企画立案には

図-6 ジニ係数国際比較



(資料) United Nations Development Programs (2010)

タイの経済格差とその対策

数年を要するため、計画の実施半ばにおいて次の計画について企画が開始される。この結果、計画が開始されるときには企画開始時から経済社会情勢が大きく変化し、結果として大きなかい離が生じることもある。前世紀に日本で企画・立案されていた経済計画はこうしたかい離に対応するため、2～3年おきにフォローアップを実施し旧計画の終了を待つことなく新計画を決定・実施していたが、タイの経済社会開発計画では途中で改定することはなく、フォローアップも5年間の計画が終了する時点で行っている。

第2に、この長期計画には予算の裏付けがあるわけではなく、あくまでこの計画を参考に業務計画を練る形になっているという点である。このため、計画に掲載された業務がすべてしっかり実施されるかという点必ずしもそうではない。

ただし、長期的な目標が全く実施されないかという点そうでもない。たとえば、80年代には日本からタイへ拠出した円借款の約2割を投じてタイ湾東側に港湾、送・発電、高速道路、工業団地などを重点的に整備する東部臨海開発といった巨大大業が企画・立案され

たが、こうした国家的目標は経済社会開発計画を経て実施されていった。

2. これまでの経済社会開発計画と貧困削減

では、経済社会開発計画における貧困削減の目標とその達成度合いについて確認しよう。

表-7のとおり、第7次から第10次経済社会開発計画まではI. 2で紹介した貧困層減少に関する目標を掲げていた。下記のとおり、97年危機が発生した第8次、世界金融危機が発生した第10次以外はいずれも目標を達成していることがわかる³⁾。

このように、タイ政府も貧困削減については客観的指標をもとに具体的な目標を掲げ、確実に達成していったことがわかる。

表-7 経済社会開発計画と貧困削減

経済社会開発計画	貧困削減(貧困層減少)に関する目標	成果(図-2参照)	備考
第7次(92～96年度)	1996年に20%以下に	14.75%(達成)	
第8次(97～01年度)	2001年に10%以下に	14.93%(02年)(未達)	97年危機の発生
第9次(02～06年度)	2006年に12%以下に	9.55%(達成)	
第10次(07～11年度)	2011年に4%以下に	8.12%(10年)(未達?)	リーマンショックの発生
第11次(12年度～)	なし		

(資料) 経済社会開発計画

表-8 経済社会開発計画と経済格差

経済社会開発計画	経済格差に関する概要
第2次(67～71年度)	開発の便益を広く国中に普及。
第3次(72～76年度)	所得格差是正のため生産性増加や構造改革の実施。
第4次(77～81年度)	地域雇用に資するためアグロインダストリー普及。
第5次(82～86年度)	成長の果実の分配。286地域で貧困削減プログラムの実施。
第6次(87～91年度)	390万人の雇用創出、農業従事割合65%未満(90年人口センサスは67.3%)、地域開発にも言及。
第7次(92～96年度)	地域・職業間の所得格差縮小。農業労働者に土地、低所得者に住宅提供による資産格差減少。
第8次(97～01年度)	1人あたりの所得格差減少。義務教育の6年から9年へ延長(98年実施)。地方税収の全国収入の8%以上。
第9次(02～06年度)	社会保障の充実や9年間教育の普及。都市と農村開発のリンク、地方財政支援の適正化(増加)。
第10次(07～11年度)	地域金融の拡充や財政の地方分権化を通じた所得再分配。2011年に上位20%の所得が下位20%の10倍を超えない。<2007年の8.63倍⇒2009年に7.89倍>
第11次(12年度～)	税制改正等にも言及。

(資料) 経済社会開発計画

3. これまでの経済社会開発計画と経済格差是正

次に、経済社会開発計画における経済格差是正策を確認しよう。表-8のとおり、タイでは古くから分け与えることについては考えられていたことがわかる。70年代から続く地

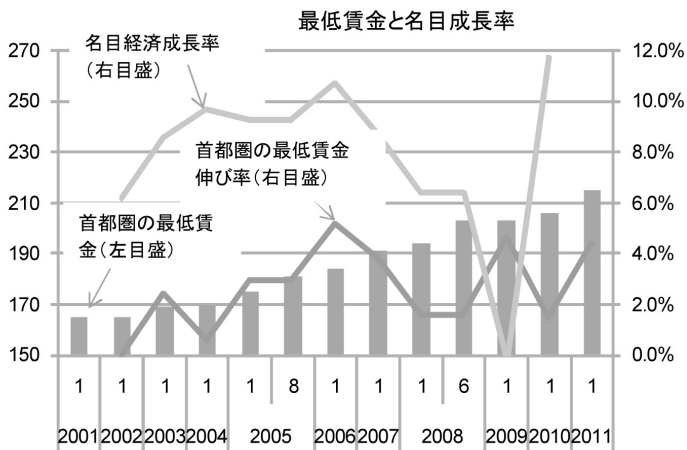
域社会の充実や、90年代における6年から9年への義務教育の延長、2000年代の国民皆医療保険制度の実施など、経済格差是正に資する政策が実施されてきた。ただし、土地・家屋にかかる固定資産課税や相続税などは導入されていない。

表-9 2011年総選挙において主要政党が掲げた主な経済政策

	民主党	タイ貢献党	タイ国民発展党	国家発展貢献党	社会行動党	これまで	
労働政策	<ul style="list-style-type: none"> 2011年現在月平均5280バーツである最低賃金を2013年に6600バーツに引上(25%up) 公務員及び公益企業勤務者の給与を5%アップ ボランティアへの資金供与 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金を300バーツに引上 大卒初任給を1万5千バーツに引上 ガソリン、NGV用クレジットカードをタクシー運転手等に配布(支払の8割使用可) 		<ul style="list-style-type: none"> 3年以内に最低賃金を350バーツに引上 	<ul style="list-style-type: none"> 官舎及び公務員に2万バーツ 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の日額最低賃金を206バーツから215バーツに引き上げ(2011年1月) 村落ボランティア医務員の待遇改善 	
企業関係	(税制に関する記載なし)	<ul style="list-style-type: none"> 10億バーツの新規開業基金設立 法人税減税(本年23%, 2年以内20%) VAT引き上げせず 	<ul style="list-style-type: none"> SMEに1000億バーツの基金設立 	<ul style="list-style-type: none"> 起業家に3年間0%の金利免除(予算100万バーツ) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制改革の実施及びSMEの応援 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省も法人税率を30%から20%へ引き下げを思案(6月21日BOIアチャカ長官講演等より) 	
農業政策	<ul style="list-style-type: none"> 農民への所得補償(収入25%アップ(貨幣換算で1000バーツ以上アップ): 560億バーツを投じ4百万家計が加入済) 新たに輸送距離に応じた補助(1トンあたり300km以内200バーツ、600km以内400バーツ、以上600バーツ) 農業特区を設定、政府の土地を25万世帯に提供し権利書を発行 	<ul style="list-style-type: none"> 米の買取保証(2000リットルあたりもみつき米15000バーツ、ジャスミンライス2万バーツ) 農業生産のための借入枠の設定(農民にクレジットカード供与: 農産物生産額の70%まで借入可) 	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の買入及び買入れ 農産物生産の借入に金利補助(予算5000億バーツ) 借地料1ライあたり500バーツ補助 				<ul style="list-style-type: none"> 2001年から2009年まで米の買取制度(担保融資制度)を導入(米は約100トンまで)。結果、財政負担、密輸、流通業者による不正など発生。 2009年に米、トウモロコシ、キャッサバの所得補償制度導入。米は約20トンまで保証価格とFOB価格の差額を支給。
社会保障	<ul style="list-style-type: none"> 国民IDカードで医療を無料化(年間1300億バーツ) 60歳超(対象者数650万人)へ月500バーツの支給 障害者に月500バーツの支給 15~60歳で社会保障対象外である24万人雇用者への対応 貯蓄基金制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 30バーツ国民医療保障の復活 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及び障害者に1カ月1000バーツの供与 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障害者への給付を2倍(1000バーツ)へ 新社会人最初の5年間所得税免除 	<ul style="list-style-type: none"> ホームレス、野良犬対策など 	<ul style="list-style-type: none"> 国民医療保障の30バーツ自己負担額は2006年10月に徴収停止。 60歳超への支給(500バーツを4ヶ月間)は2009年初に実施経験あり。 貯蓄基金制度は国会審議中 	
生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 90ユニット未満の電気料金無料、1世帯の電気料150~300バーツへ LNG価格を1世帯300バーツに ディーゼル油価格を1リットル30バーツ以内に 55万超の貧困家計(220万人、5500タンボン)に440億バーツ(1家計あたり8万バーツ)を投じ最初2年の住宅ローンの利率を0%に 	<ul style="list-style-type: none"> 4年以内に貧困からの脱出 1台目の自動車購入の場合、5年後に税金還付 50万バーツ以上100万バーツ未満の3年間の返済猶予 村落基金を200万バーツへ引上 村落により30~50万バーツの配分 	<ul style="list-style-type: none"> 5年で収入を2倍に 村落基金を300万バーツに引上 村落に1人1カ月あたり1000バーツ供与 	<ul style="list-style-type: none"> ベンゼン35バーツ以下、ディーゼル30バーツ以下 	<ul style="list-style-type: none"> 各村落に50万バーツを給付 村落銀行 村落基金を300~500万バーツに引上 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年にサマック首相が生活費軽減策を導入(水道、電力料金の軽減、LNG価格の凍結、国鉄3等車の無料開放、BMTAバス運賃のランダム無料化) 生活必需品の価格管理 2011年に住宅ローンの当初2年間の利率を0%に 	
高速鉄道	<ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズ: 1500億バーツを投じノンカイ・バンコク間を2016年に営業サービス開始 第2フェーズ: 2300億バーツを投じバンコク・バダンパーサー(マレーシア国境)間2020年に営業サービス開始 	<ul style="list-style-type: none"> チェンマイ、コラート、ラヨーンへ高速鉄道敷設 エアポートリンクの延伸(チャチュンサオ、チョンブリ、パタヤへ) 		<ul style="list-style-type: none"> 各地域をつなげる高速鉄道の建設 		<ul style="list-style-type: none"> タイ中国間の鉄道敷設(タイ国内はノンカイ・バンコク間)に関する協力(2010年9月7日閣議決定) 	
交通政策	<ul style="list-style-type: none"> 12路線509kmの開業(うち75kmは開通済)、バンコク首都圏は166kmを5年以内に開業。 パンスー駅、マッカサン駅の改良、将来的な高速鉄道乗入、バスルート改良 鉄道、バス、船共通チケット導入 	<ul style="list-style-type: none"> バンコク都内10路線建設、運賃20バーツ バンコク首都圏のバンコク都以外の地区については複線化 駅付近に(家賃)1000バーツの住宅建設 		<ul style="list-style-type: none"> 5地域に5つのモーターウェイ建設 バンコクに12路線の建設 バス、鉄道、船1日40バーツの共通乗車券 			
他	<ul style="list-style-type: none"> 全国に3G導入(期限や具体的プロセスへの言及なし) 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設内でのWi-Fiインターネット無料化 	<ul style="list-style-type: none"> 5兆バーツの公共事業 治水事業に1.7兆バーツ 				

(資料) 各政党パンフレット及びホームページ、各種報道資料、閣議決定資料等より著者作成。

図-10 最低賃金上昇率と名目成長率



週刊タイ経済より作成

IV. 近年の政権の格差是正策

格差是正の方法には様々な手法が存在するが、既得権益を失う資産家の反対が強く、実施できないことも多い。本稿では実際にタイが直面した経済格差是正策として実施された最低賃金の上昇と実施できなかったと評価できる固定資産税導入を概観する。

1. 最低賃金の上昇

2010年7月、当時のアピシット首相（民主党）が格差是正のため、最低賃金上昇を提案した。これは2011年7月に実施された下院議員選挙でも主な争点の1つとなった（表-9）。ただし、アピシット首相（当時）率いる民主党が25%上昇を訴えたのに対し、インラック党首率いるタイ貢献党は40%以上の上昇を掲げるなど、上昇することは既定路線であって、上昇幅のみが争点となっていた。

この評価については、最低賃金の上昇率が名目成長率を下回っていることからもおそらく妥当なものとして評価できる（図-10）。実際、

当該政策は国民の間でも人気が高く、洪水でその実施は3カ月遅れたものの、2012年4月にまずは7都県で日額300バーツの最低賃金を実施することになった。

2. 新しい固定資産税の導入

現存するタイの固定資産税は、家賃収入の12%に課税されるもので、土地保有自体に関しては何ら税金は課されない。このため、地主の子どもはそのまま地主であり続けることができること、土地保有者は都心部の土地を更地のままにされ有効活用されないなどの問題があった。

2010年の強制排除後、当時のアピシット首相は格差是正に資するため、新しい固定資産税導入を表明した。また、タイ財務省では、地方自治の拡充とともに必要になる地方自治体の税収増加に資するため、新しい固定資産税導入に向けた議論を行っていた。

2011年4月20日、新規の固定資産税は土地・家屋税（Phasii thii Din le Singpluuksaang）として閣議決定された。この内容は、課税ペー

スとなる資産価値を決定した上で、農業用地には課税ベースの0.05%未満、住宅地には0.1%未満、4分の3以上が未使用の場合には0.5%未満の課税をすることとなっていた。

しかしながら、当時の政権政党であった民主党も選挙を控え、詳細の詰め及び実施については選挙後の政権政党に事実上任せる形をとった上、タイ貢献党も同政策には大きくは賛成しなかった。このため、新規の固定資産税は事実上検討されないままお蔵入りしている状況となっている。

おわりに

経済格差の計測はそれ自体難しいところである。まず第1に、「格差をどのように計測するか」が困難である。統計により多少のぶれが存在するため、どの統計を使用するかといったことでも恣意性が働く。第2に、真の「金持ち」はこうした調査に非協力的である。統計上、「はずれ値」にある所得を有する者などが入ると格差はさらに大きいものとなる。第3に、「格差」に関する評価が個人により異なる。

こうした中、本稿では、タイでは経済成長と共に貧困撲滅にはほぼ成功したものの、まだ大きな所得格差を抱えており、同時にタイ政府も相応の努力を行っているものの、その解決も簡単ではないことも示した。本稿では固定資産税の導入について概観したが、相続税や本格的な国民皆年金など、背後にはさらに困難な問題が存在している。

最後に、経済格差に関するより深い考察は、家計社会状況調査の個票分析などにも依存するが、2007年の統計法改正以降特に外国人にとって個票データの入手が困難となっている

のが現状である。

タイの研究者とも連携し、継続的な研究を通じ、タイの経済格差及びその処方箋に関する方策が示していくことが重要であると考えられる。

付記

本稿は、国際ワークショップ「所得格差：グローバル化する経済の新しい脅威」(2010年4月10日)及び名古屋大学大学院経済研究科における講演(2011年10月27日)をもとに加筆修正したものである。本報告に対して、名古屋大学大学院経済学研究科の皆様から貴重なコメントをいただいたので、ここで記して感謝する。

注

- 1) ただし、生産面からのアプローチに限っており、分配面・支出面から調整した三面等価がなされていないこと、さらに、所得の計上の場所についても必ずしも合理的でないとの意見もあることに留意すべきである。
- 2) 1972年により広範に捉えるため、国家経済「社会」開発庁(NESDB)に改組。
- 3) 第11次経済社会開発計画の草稿では、2016年に貧困層を5%以下にする旨の目標を掲げていた。

参考文献

- 酒巻哲朗(2006)「東アジア諸国における地域格差と国土政策」『開発金融研究所報第29号』国際協力銀行。
- 酒巻哲朗(2007)「東アジア諸国の地域格差—地域格差尺度の変動と地域構造・産業構造」『開発金融研究所報第35号』国際協力銀行。
- 杉田伸樹(1997)「数字でみるタイ経済(所得の地域

タイの経済格差とその対策

- 格差)『バンコク日本人商工会議所所報』1997年4月号(422) pp.84-86。
- ソムチャイ・ジツジョン(2010)「タイ社会における所得格差：現実と幻想」『バンコク日本人商工会議所所報』2010年12月号(584号), pp.1-7。
- 末廣昭編(1998)「タイの統計制度と主要経済・政治データ」アジア経済研究所。
- 末廣昭(1993)「タイー開発と民主主義」岩波新書。
- 日本タイ学会編(2009)「タイ事典」めこん。
- 根本博(2003)「格差に関する一考察 - 援助を考える一つの視点として -」『開発金融研究所報16号』, pp.39-66。
- 野崎謙二(2007)「タイにおける地域格差」『経済科学』第55巻第3号, pp.181-189。
- バンコク日本人商工会議所編「タイ国経済概況2010/2011年版」。
- 週刊タイ経済各号。
- National Economic and Social Development Board (1992), *From the First to the Sixth Development Plan - Key Issues and Results*.
- National Economic and Social Development Board (2008), *Khmoon/Tuachiwat Khwaamyakjon lea Kaankrajaairaidai pii 2531-2550*. (データと生活形態: 1988~2007年までの貧困及び収入分散)
- National Economic and Social Development Board (1991), *Summary the Seventh National Economic and Social Development Plan (1992-1996)*.
- National Economic and Social Development Board, *Summary of the Eighth National Economic and Social Development Plan (1997-2001)*.
- National Economic and Social Development Board (2002), *Summary the Ninth National Economic and Social Development Plan (2002-2006)*.
- National Economic and Social Development Board (2009), *Summary the Tenth National Economic and Social Development Plan (2007-2011)*.
- National Economic and Social Development Board (2011), *Summary of the Eleventh National Economic and Social Development Plan (2012-2016)*.
- National Statistical Office (2010), *The 2009 Household Socio-Economic Survey*.
- United Nations Development Programs (2010), *Human Development Report*.

(在タイ日本国大使館)

(名古屋大学大学院経済学研究科)